

第3 審査申請手続

建設業者が経営事項審査を申請するには、経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書及び関係添付書類を秋田県知事に、経営状況分析申請書及び関係添付書類を登録経営状況分析機関に、それぞれ提出してください。

なお、総合評定値の請求を行う場合は、決算が確定次第、先に経営状況分析の申請手続を行ってください。

I 県への申請 経営規模等評価申請（X₁、X₂、Z、W） 総合評定値請求（P）

1 申請方法

次の（１）又は（２）のどちらかの方法により申請してください。

- （１）面談申請（従来どおりの書面及び面談による申請）
- （２）電子申請（建設業許可・経営事項審査電子申請システム（以下「J C I P」という。）による電子申請）

※「面談申請」の場合は従来どおり受付後に日程調整の上、面談を行いますが、「電子申請」の場合については、原則として面談を行いません。

2 提出書類

（１）面談申請の場合

ア 提出書類	1	経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・ 総合評定値請求書（建設業法施行規則別記様式第25号の14） 【20001帳票】
	2	工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高 【20002帳票】
	3	その他の審査項目（社会性等） 【20004帳票】
	4	技術職員名簿 【20005帳票】
	5	審査対象事業年度分の消費税抜きの工事経歴書 ただし、免税事業者は消費税込みの工事経歴書 （建設業法施行規則別記様式第2号） ※前年に経営事項審査を受けていない場合や、前年に受けた工種 と異なる工種を申請する場合は2又は3事業年度分
	6	直前3年の各事業年度における工事施工金額 （建設業法施行規則別記様式第3号）（63ページ参照）
	7	直前3年の各事業年度における工事施工金額（経営事項審査用） （63ページ参照）
	8	経営状況分析結果通知書
	9	建設機械保有状況一覧表（別紙様式3） ※建設機械を1台以上保有する者のみ
	10	技術職員名簿に記載されている職員が有する資格等を証明する書 面（14ページ参照）

	11 技術者が取得したCPD単位を確認できる書類(10ページ参照) ※CPD単位取得数について申請する場合のみ
	12 技能レベル向上者数を確認できる書類(11ページ参照) ※技能レベル向上者数について申請する場合のみ
	13 技能者数を確認できる書類(11ページ参照) ※CPD単位取得数又は技能レベル向上者数を申請する場合のみ
イ 提出部数	1のみ2部、その他は1部
ウ 手数料の納付	秋田県証紙又は窓口キャッシュレス決済により申請書類提出時に納付 (秋田県証紙貼付書は受付窓口の地域振興局にあります。)

(2) 電子申請の場合

※申請入力及び添付方法については、国土交通省ホームページ(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html)に掲載されている「JCIP操作マニュアル」を参考にしてください。

ア 提出書類	・第3 審査申請手続 2(1)ア「提出書類」 ・同9「提示又は提出書類」 ※JCIP上で、電子(PDF等)添付及び当該書類に係る申請内容の入力を行ってください。
イ 提出部数	1部
ウ 手数料の納付	<u>Pay-easy</u> による電子納付 (申請受付後(後日)JCIPにより納入額等について御案内をします。なお、納付後に審査開始となりますので指示に従い、速やかに納付してください。)

3 申請書様式の入手方法

県ホームページ(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10512>)からダウンロードしてください。

4 大臣許可業者の書類提出先

大臣許可業者は、県を経由せず、東北地方整備局へ直接提出してください。詳細は、東北地方整備局ホームページ(<https://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/>)をご確認ください。

5 受付期間

(1) 面談申請の場合

受付は、次の区分により定められた日に行います。

対象となる決算期	受付日
① 個人事業者及び法人で決算期が令和7年10月から12月の方	令和8年 3月11日(水)及び3月12日(木)
② 法人で決算期が令和8年1月から3月の方	令和8年 6月11日(木)及び6月12日(金)
③ 法人で決算期が令和8年4月から6月の方	令和8年 9月10日(木)及び9月11日(金)
④ 法人で決算期が令和8年7月から9月の方	令和8年 12月3日(木)及び12月4日(金)

※各決算期に対応する受付日より前に申請することはできません。例えば、決算期が令和8年3月の方は、令和8年6月11日より前に申請できません。

(2) 電子申請の場合

建設業法第11条第2項に基づく決算変更届を提出後、各決算期における申請目安日までにJCI Pにより申請してください。

申請目安日については、次のとおりです(原則、決算月末日から翌4ヶ月後以降に最初に到来する月の5日。ただし、当該日が休日及び祝日等閉庁日の場合は当該日の次の開庁日。)

対象となる決算期	申請目安日
① 法人で決算期が令和7年10月の方	令和8年3月5日(木)
② 法人で決算期が令和7年11月の方	令和8年4月6日(月)
③ 個人事業主及び法人で決算期が令和7年12月の方	令和8年5月7日(木)
④ 法人で決算期が令和8年1月の方	令和8年6月5日(金)
⑤ 法人で決算期が令和8年2月の方	令和8年7月6日(月)
⑥ 法人で決算期が令和8年3月の方	令和8年8月5日(水)
⑦ 法人で決算期が令和8年4月の方	令和8年9月7日(月)
⑧ 法人で決算期が令和8年5月の方	令和8年10月5日(月)
⑨ 法人で決算期が令和8年6月の方	令和8年11月5日(木)
⑩ 法人で決算期が令和8年7月の方	令和8年12月7日(月)
⑪ 法人で決算期が令和8年8月の方	令和9年1月5日(火)
⑫ 法人で決算期が令和8年9月の方	令和9年2月5日(金)
⑬ 法人で決算期が令和8年10月の方	令和9年3月5日(金)

※(1)又は(2)の受付日・申請目安日に申請が間に合わない場合は、受付窓口となる地域振興局総務企画部総務経理課へ、申請前にあらかじめ御相談ください。なお、申請が遅くなった場合、直前の経審の有効期間満了の日までに新たな経営規模等評価結果及び総合評定値を通知できないことがあります。

※次の場合は随時申請可能です(申請する場合は事前に御相談ください。)

- ①新規(いわゆる経審切れを含む。)に申請する場合
- ②合併、営業譲渡又は会社分割に伴う組織変更を行った者が申請する場合
- ③会社更生手続き開始の申立て等を行った者が申請する場合

※県の入札参加資格審査を申請する場合、(1)又は(2)に関わらず定期年は令和9年1月29日、中間年は令和10年1月31日が経営事項審査の申請期限となります。

6 受付窓口

主たる営業所の所在地を所管する地域振興局総務企画部総務経理課総務経理チーム又は工事契約チーム

7 手数料

(1) 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求を同時に行う場合

審査基本料 8,500円 1工種につき 2,500円

(2) 経営規模等評価の申請のみ行う場合

審査基本料 8,100円 1工種につき 2,300円

(3) 経営規模等評価結果通知書受領後、総合評定値の請求のみ行う場合

請求基本料 400円 1工種につき 200円

※一旦納付した手数料は返却できませんので、注意してください。

※(1)の場合、経営規模等評価の申請と総合評定値の請求を行う工種は一致させてください。

※(3)の場合、経営規模等評価結果に係る申請工種と同一の工種を請求してください。

8 面談審査

(1) 面談申請の場合

申請書提出後、日を改めて面談審査を行います。面談審査の日時は、申請書提出の際、各地域振興局で指定します。なお、面談審査にあたっては、申請書、提示書類の全般にわたって確認しますので、説明のできる方がお越しくください。

(2) 電子申請の場合

原則として面談審査は行いません。

9 提示又は提出書類

面談申請の場合、面談審査日には次の書類（すべて写し可。）を漏れなく提示又は提出してください。提示等がない場合は、審査保留となり、結果通知が遅れることがあります。また、2（1）アの提出書類の控えを持参ください。

審査事項	確認資料
1 許可の有無等	①建設業許可通知書又は建設業許可証明書（各地域振興局で発行） ※記載内容に変更があった場合、変更届の控えも提示してください。 ②法人の申請者の場合、「法人番号指定通知書」等、法人番号を確認できる書類
2 経営状況分析及び経営事項審査の結果	①経営状況分析結果通知書 ※審査対象事業年度分は 提出 し、その他の必要事業年度分（2事業年度分。完成工事高を3年平均とした場合は3事業年度分。）は 提示 してください。 ※登録経営状況分析機関の別を問わず、本通知書の提示又は提出は省略できません。 ②経営規模等評価結果・総合評定値通知書（前年度分）
3 財務内容	①法人の場合：法人税確定申告書（別表16（一）及び（二））の控え及びその添付書類（貸借対照表及び損益計算書） 個人の場合：所得税確定申告書の控え及びその添付書類 ②消費税確定申告書の控え及びその添付書類 ※前年に経営事項審査を受けていない場合、2事業年度分を提示してください。 ※前年かつ前々年度に経営事項審査を受けていない場合で、完成工事高を3年平均としたときは、3事業年度分を提示してください。 ③消費税納税証明書（その1・納税額等証明用） ※税額が記載され、面談日の概ね1週間前以内に発行されたものを提示してください（電子申請の場合は、申請日の概ね1週間前以内に発行されたものとします。）。 ※②で審査対象事業年度以前の申告書も提示する場合は、当該各年度の税額も記載されているものを提示してください。 ④資本金借入金を自己資本に加算する場合：資本金借入金該当証明書の写し
4 職員の常勤性及び雇用期間	a 常勤性の確認書類 【社会保険加入職員の場合】 ・社会保険被保険者標準報酬決定通知書 【社会保険未加入職員の場合】 ※いずれかを提示 ・賃金台帳及び出勤簿 ※審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係が確認できるもの ・源泉所得税を納付したことを証する書類 等 b 雇用期間の確認書類 【雇用保険加入職員の場合】 ※いずれかを提示 ・雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届

<p>4 職員の常勤性及び雇用期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 【雇用保険未加入職員の場合】※いずれかを提示 ・賃金台帳及び出勤簿 ※審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係が確認できるもの ・法人税確定申告書の添付書類のうち役員報酬手当等が記載された書類（法人の役員の場合に限る。） <p>※高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の対象者がいる場合は、当該制度対象者であることを証する書面（別紙様式2）を提出してください（併せて、常時10人以上の労働者を使用する企業については、労働基準監督署の受付印のある就業規則を提示してください。）。</p> <p>※雇用期間の確認書類については、技術職員名簿の記載順に並べ替えて提示してください。</p>
<p>5 完成工事高</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・請負工事の契約書及び共同企業体協定書等（審査対象事業年度の工事経歴書に記載した工事のうち、各申請工種において請負代金の額が最も大きい元請工事及び下請工事1件ずつ。） ※原則として契約書としますが、契約書がない場合、請負代金の額が確認できる他の書類を提示してください。
<p>6 社会性</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①建設業退職金共済契約を締結している場合は、加入・履行証明書 ②退職一時金制度を導入している場合は、次のいずれかの書類 <ol style="list-style-type: none"> a 労働協約、就業規則（労働基準監督署の收受印が押されたもの。） b 独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部又は特定退職金共済団体の発行する加入証明書 ③企業年金制度を導入している場合は、次のいずれかの書類 <ol style="list-style-type: none"> a 厚生年金基金、確定拠出年金（企業型）又は確定給付企業年金（基金型・規約型）の企業年金基金への加入証明書 b 適格退職年金契約書 <p>※②及び③のどちらにも加入している場合は、②又は③のいずれかの書類を提示してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ④法定外労災に加入している場合、加入証明書、契約書又は証書等の契約内容を確認できる書類 ⑤技術者が取得したCPD単位を確認できる書類 <p>技術者（監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、1級技士補及び2級技士補をいう。以下同じ。）に係る以下の書類を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 審査基準日以前1年間に各技術者が取得したCPD単位に係るCPD認定団体（54ページに掲げる令和3年国交省告示第246号別表第18に掲げる団体をいう。以下同じ。）発行の証明書の写し b 技術職員名簿に記載のある者以外にCPD単位を取得した技術者がいる場合：CPD単位を取得した技術職員名簿（別紙様式4）及び同様式に記載した技術者の合格証等の写し（併せて、常勤性及び雇用期間を確認できる書類（9ページ「4 職員の常勤性及び雇用期間」に掲げる書類。）も提示してください。）

6 社会性

⑥技能レベル向上者数を確認できる書類

技能レベル向上者（認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上した者をいう。以下同じ。）に係る、審査基準日以前3年間にレベル2以上の評価を受けた「能力評価（レベル判定）結果通知書」を提出してください。

※前年の経営事項審査の申請内容から変更のない職員の分については、提出を省略できます。

⑦技能者数を確認できる書類

技能者（審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者（施工体制台帳の作業員名簿に記載された者。）であって、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの（主任技術者や監理技術者等、建設工事の施工の管理にのみ従事した者は除く。）をいう。）に係る以下の書類

- a 技能者が記載されている審査基準日以前3年間に稼働していた工事の作業員名簿の写し（提出）
- b aの技能者の常勤性及び雇用期間を確認できる書類（9ページ「4職員の常勤性及び雇用期間」に掲げる書類。）（提示）
- c 技能者名簿（別紙様式5）（提出）

⑧「女性の職業生活における躍進の推進に関する法律」、「次世代育成支援対策推進法」又は「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づく認定を取得している場合は、審査基準日時点で有効な「各えるぼし認定」、「各くるみん認定」及び「ユースエール認定」を取得していることを証する書面（基準適合一般事業主認定通知書、基準適合事業主状況確認通知書等。）をそれぞれ提示してください。

⑨建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施状況に該当がある場合は、そのことを誓約する書面（様式第6号）を提出してください。

⑩「建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度の宣言」に該当がある場合は、そのことを証する書面（宣言書）の写し及び宣言した取組について、取組開始日以降行う又は行っている旨を誓約する書面（様式第9号）をそれぞれ提出してください。

⑪民事再生法及び会社更生法の適用を受けている場合、民事再生・会社更生手続開始決定日、計画認可日、手続終結を確認できる書類

⑫防災協定への貢献状況を確認するための書類

申請者又は申請者が加入する社団法人等の団体が、国、特殊法人等又は地方公共団体と防災協定を締結している場合、防災協定締結状況報告書（別紙様式7）を提出してください。これに加えて、以下の分類に応じて、各書類を提出してください。

【申請者自らが締結している場合】

- ・当該防災協定書

【申請者が加入している団体が締結している場合】

- ・当該団体が締結している防災協定書
- ・申請者が当該団体に加入していることを証する書類
- ・申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類（当

6 社会性

該団体の活動計画書、当該団体の長による証明書など)
 ※次表の団体に加入している場合、上記書類の提出を省略できます。ただし、別紙様式7の提出は省略できません。

証明書等の提出を不要としている防災協定締結団体		
・秋田県建設産業団体連合会 (一社)秋田県建設業協会等)	・男鹿市建設業協会	・秋田管工事業協同組合
・秋田県建設技能組合連合会	・潟上市建設産業協会	・能代山本管工事業協同組合
・秋田県橋梁・水門技術協会	・由利本荘市建設業協会	・由利本荘市管工事協同組合
・(一社)秋田市建設業協会	・にかほ市建設業協会	・大仙・美郷管工事組合
・北秋田市建設業協会	・仙北市建設業協会連合会	・仙北市管工事協会
・八峰町建設業協会	・美郷町建設業協会	・北鹿電気工事業協同組合
・三種町建設業協会	・横手市建設業協会	・能代山本電気工事協同組合
・八郎潟町建設業協会	・湯沢建設業協会連合会	・秋田電気工事協同組合
・八郎潟町建築業協会	・羽後町建設業協会	・大曲仙北電気工事協同組合
・五城目建設業協会	・能建会	・横手市管工事協会

⑬「監査の受審状況」で「1」～「3」のいずれかに該当する場合は、有価証券報告書若しくは監査証明書の写し、会計参与報告書の写し又は下記⑭の経理実務責任者（2級登録経理試験合格者を除く。）が経理処理の適正を確認した旨の書類（別紙様式1）に自らの署名を付したものを提出してください。

※「2 会計参与の設置」に該当する場合は、その会計参与が登記されていることが確認できる登記事項証明書を提出してください。

⑭経理実務責任者の資格を確認するための書類

以下 a～e のいずれかを毎年必ず提示してください。

【公認会計士又は税理士】

- a 公認会計士であることを証するものの写し及び公認会計士法（昭和23年法律第103号）第28条の規定による研修を受けた者であることを証するもの
- b 税理士であることを証するもの及び所属税理士会が認定する研修を受けた者であることを証するもの
- c 公認会計士又は税理士となった日の属する年度の翌年度開始日から起算して1年を経過していない者であることを証するもの

【登録経理試験合格者】

- d 登録経理試験1級又は2級の合格者で、合格した日の属する年度の翌年度開始日から起算して5年を経過していない者である場合は、合格証明書又は合格証書
- e 登録経理試験1級又は2級の合格者で、合格した日の属する年度の翌年度開始日から起算して5年を経過している者である場合は、合格証明書又は合格証書及び登録経理講習修了証（受講した日の属する年度の翌年度開始日から起算して5年を経過していないものに限る。）

※登録経理講習修了証に代えて、登録経理試験の1級合格者を対象に、当該者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金

6 社会性

が実施する講習を受講したことを証するもの（受講した日の属する年度の翌年度開始日から起算して5年を経過していないものに限る。）の提示も可とします。

⑮建設機械の保有状況を確認するための書類

建設機械の保有状況一覧表（別紙様式3）を**提出**してください。これに加えて、申請する機械ごとに以下の書類を**提示**してください。

a 所有又はリース内容の確認書類

【所有している建設機械の場合】※いずれかを提示

- ・建設機械の売買契約書
- ・販売店からの譲渡・販売証明書
- ・自動車検査証
- ・固定資産税申告書・明細書
- ・減価償却資産台帳

※前年の経営事項審査の申請内容から変更のない機械の分については、提示を省略できます。

【リースしている建設機械の場合】

- ・リース契約書

※リース契約書は毎年必ず提示してください。

b 検査実施日又は有効期間満了日の確認書類 ※いずれかを提示

- ・特定自主検査記録表（審査基準日時点で有効なもの。）
- ・自動車検査証記録事項（審査基準日時点の内容が確認できるもの。）
- ・移動式クレーン検査証（審査基準日時点で有効なもの。）

※上記書類は毎年必ず提示してください。

c 種別又は規格の確認書類 ※いずれかを提示

- ・ブルドーザー又はモーターグレーダーの自重、トラクターショベルのバケット容量、移動式クレーンのつり上げ荷重及び高所作業車の作業床の高さが確認できるもの（製品カタログ等）

※a及びbの書類で確認できる場合は提示を省略できます。

※上記書類は、別紙様式3の記載順に並び替えて提示してください。

⑯エコアクション21の認定又はISO9001若しくはISO14001の登録を受けていることを証明する書類及びその付属書

<p>7 技術職員の資格</p>	<p>【受付時に提出する書類】</p> <p>①卒業証明書（建設業法第7条第2号イ該当の者。）</p> <p>②合格証、免許証等資格を有することを証する書類（建設業法第7条第2号ハ該当の者。）</p> <p>③実務経験証明書（建設業法第7条第2号イ、ロ該当の者及び同号ハ該当の者のうち所定の実務経験を要するもの。）</p> <p>※実務経験を有する者として申請する場合は、建設業法施行規則第3条に定める実務経験証明書（様式第9号）を作成し、提出してください。なお、過去に提出済みの実務経験証明書（許可行政庁の確認印のあるもの。）を提出する場合は、写しの提出でも可とします。</p> <p>※実務経験証明書の記載内容に疑義が生じた場合、証明書に記載の工事の契約書等の提示を求める場合があります。</p> <p>④解体工事業の技術者について申請する場合</p> <p>登録講習の修了若しくは解体工事の実務経験証明書（所定の期間を証するもの。）又は平成28年度以降に実施された技術検定により資格を有した事実を証明する書類</p> <p>⑤能力評価（レベル判定）結果通知書（建設キャリアアップシステムの能力評価基準によりレベル4技能者又はレベル3技能者と認定された者。）</p> <p>⑥監理技術者補佐について申請する場合</p> <p>1級技士補の資格を証明する書類（1次試験合格通知。）及び主任技術者となる資格を証明する書類（上記①～④までのいずれか。）又は監理技術者要件を満たすことを証明する書類（監理技術者資格証書、実務経験及び指導監督の実務経験を証する書類（卒業証明書、実務経験証明書及び指導監督の実務経験証明書。）、国土交通大臣特別認定者の認定書。）</p> <p>【面談審査時に提示する書類】</p> <p>⑦建設業監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証</p> <p>⑧登録基幹技能者講習修了証</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年の経営事項審査で申請した技術職員の申請内容に変更がない場合は、当該職員に係る資格者証等（①～⑥）の提出を省略できます。なお、前年に申請した技術職員名簿は面談時に面談担当職員が持参し突合します。 ・⑦及び⑧は有効期間を毎年確認する必要があるため、該当者がいる場合は必ず提示してください。
------------------	--

10 結果通知

審査後、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書により、結果を通知します。なお、総合評定値を通知するのは、請求があった場合のみですので、県の入札参加資格審査を申請しようとする場合、必ず総合評定値を請求するようにしてください。

II 登録経営状況分析機関への申請

経営状況分析は、国の登録を受けた登録機関が行うこととなっています。経営状況分析の申請をしようとする場合、申請者は、登録経営状況分析機関の中から自由に申請先を選択することができます。申請の手続については、各登録経営状況分析機関に直接お問い合わせください。

(令和8年1月現在)

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財) 建設業情報管理センター	東京都中央区日本橋大伝馬町1-4-1	03-6661-6663
2	(株) マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム (株)	長野県長野市田町2-1-20-1	026-232-1145
5	(株) 九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町2-2	095-811-1477
7	(株) 北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株) ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株) 経営状況分析センター	東京都港区三田1-2-22	03-6685-1008
10	経営状況分析センター西日本 (株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株) NKB	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
22	(株) 建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-1-7-6	042-505-7533

※国土交通省による登録経営状況分析機関の一覧は、建設政策課ホームページからリンクしています。

第4 その他

1 再審査の申立

経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に対して、評価の結果の通知を受けた日から30日以内に再審査を申し立てることができます。(建設業法第27条の28)

ただし、申請者側の誤りによるものは再審査の対象となりませんので、申請書及び添付書類の作成にあたっては、十分留意してください。

※再審査の対象とならないものの例

- 完成工事高、職員の計上漏れ
- 審査基準日以降の職員の増減、資格の取得
- 決算内容の変更 (修正申告によるものを含む)